

<資料1>

# 小児医療圏の見直しについて

〔事務局〕

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和8年3月5日（木）

# 1 小児医療圏とは①

- 国が示す「小児医療の体制構築に係る指針（医政地発0629第3号 令和5年6月29日（別紙））」では、小児の医療体制に求められる医療機能について、「都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、（中略）各種機能を明確にして、小児医療圏を設定する。」こととされている。
- 現在、保健医療計画においては、小児医療圏を14地域で設定している。



- 医療資源の集約化の観点から、小児医療圏見直しの必要性を検討していきたい。

# 1 小児医療圏とは②

- 国が示す「小児医療の体制構築に係る指針」では次のとおり記載がある。

## 【目指すべき方向】

- すべての小児医療圏で常時診療をできる体制を確保するとともに、一般の小児医療も視野に入れながら、医療体制を構築していく。
- その際、「小児医療圏ごとに少なくとも一箇所の小児専門医療を取り扱う病院※を確保する」ことを目標に、既存の医療機関相互の連携や、各事業の効果的な組み合わせ等によって地域における小児医療の連携の構築を行う。

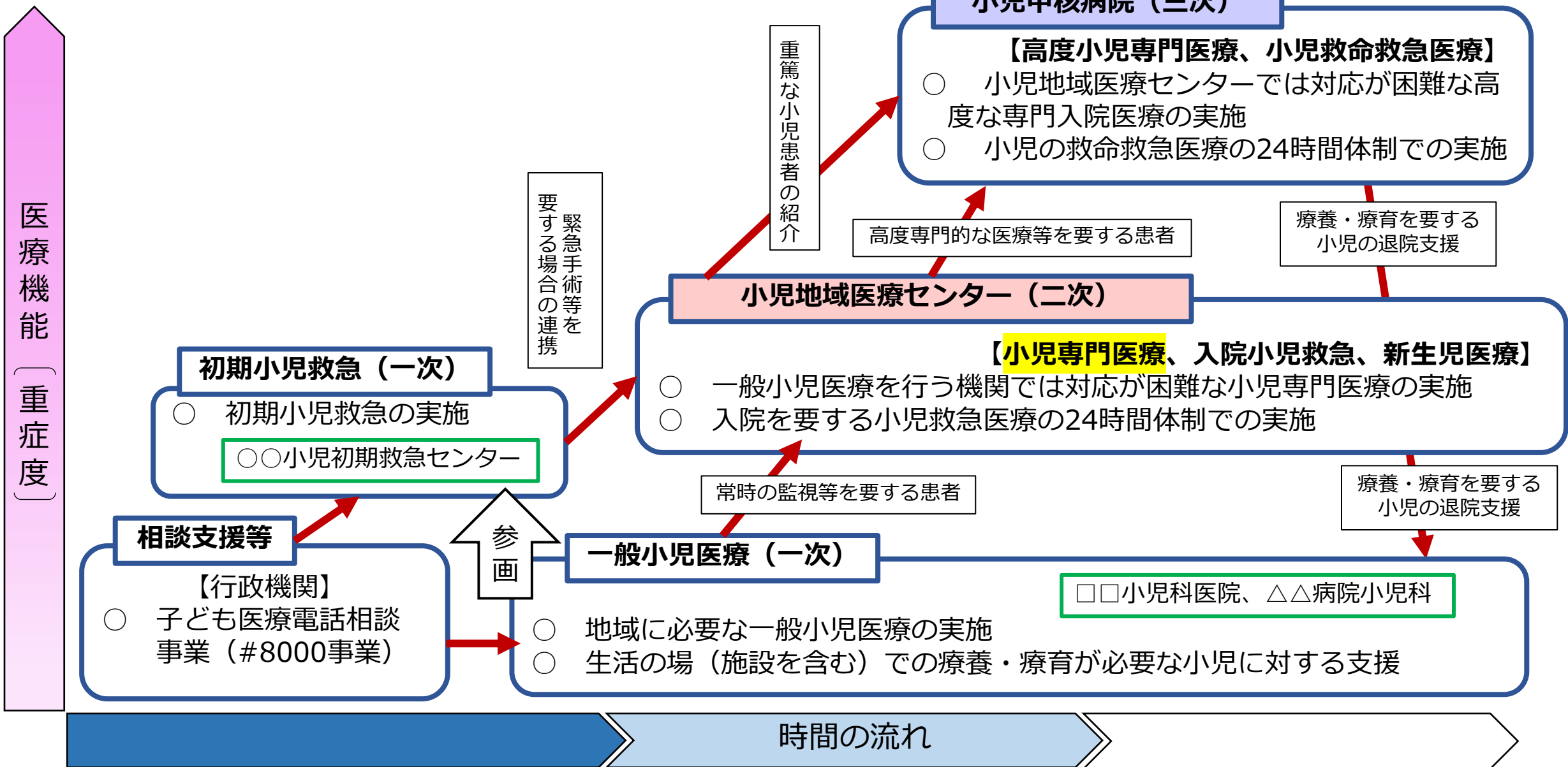
## 【2 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討】

- (1) 都道府県は、小児医療体制を構築するに当たって、（中略）、一般小児医療、小児地域支援病院、小児地域医療センター、小児中核病院といった各種機能を明確にして、小児医療圏を設定すること。
- (2) 医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。（中略）また、小児医療圏内に機能を担う施設が存在しない場合には、小児医療圏の再設定を行うこともあり得る。
- (3) 小児医療圏を設定するに当たっては、小児地域医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。（後略）

※本県においては「小児地域医療センター」が該当

※ 本県では、令和6年度第2回神奈川県小児医療協議会において、小児中核病院6施設、小児地域地域医療センター28施設を指定。

# 【参考】国が示す小児医療の体制図



## 2 小児医療圏見直しの検討状況について

○ 令和6年度第2回小児医療協議会にて小児医療圏を8地域に見直すことについて、ご議論いただき、次のとおりご意見をいただきました。

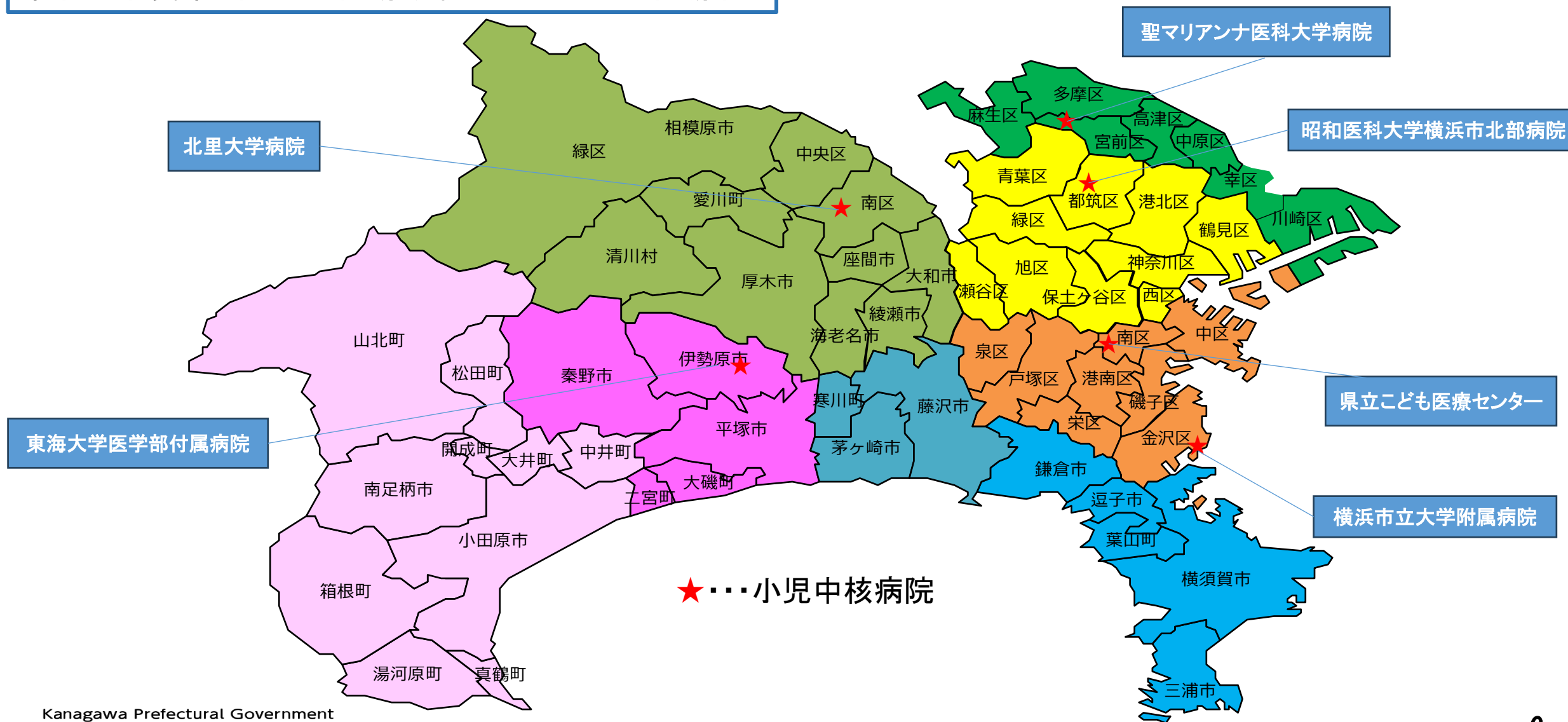
- ▶ 現状、この14医療圏が機能しているとは思えませんので、コロナの際に8ブロックでうまく機能していたことを考えると、この変更は必然だろうと思うところです。（略）（相原委員）
- ▶ 医療圏につきましては、私は柔軟に決めていただいて問題ないと思います。（略）  
集約化という観点からも、そういう方向になると思っておりますので、私はこれで良いのではないかと考えております。（田村委員）
- ▶ （略）コロナのときを見ていると、西と東で温度差がすごかったなというのを実感しております。やはり平時ではない状況になったときには、見直さないといけないのかなというのを感じておりました。（山田委員）
- ▶ 小児・周産期の災害時のガイドラインを作っていて、大体それに一致しているので、現実的かなと思います。（伊藤委員）

⇒ 今後、更なる出生数・小児人口の減少が予想される中、医療資源の集約化も見据え、医療圏の広域化について検討を行った。



# 見直し後の小児医療圏（案）（8医療圏）

令和6年度第2回小児医療協議会で示した8医療圏



# 【参考】 「小児地域医療センター」 「小児中核病院」

## 【横浜地域】

現行の小児医療圏	小児医療圏見直し案	中核	地域	医療機関名
横浜北部	横浜北部	★	●	<b>昭和大学横浜市北部病院</b>
横浜西部				● 昭和大学藤が丘病院
				● 横浜労災病院
				● 済生会横浜市東部病院
				● 横浜市立市民病院
				● 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
				● 横浜医療センター
横浜南部	横浜南部	★ ★	●	<b>県立こども医療センター</b>
				<b>横浜市立大学附属病院</b>
				● 横浜市立大学附属市民総合医療センター
				● 横浜市立みなと赤十字病院
				● 済生会横浜市南部病院
	● 横浜南共済病院			

※ 中核 (★) …小児中核病院 地域 (●) …小児地域医療センター

# 【参考】 「小児地域医療センター」 「小児中核病院」

## 【川崎、横須賀・三浦地域】

現行の小児医療圏	小児医療圏見直し案	中核	地域	医療機関名
川崎北部	川崎	★	●	聖マリアンナ医科大学病院
川崎南部				● 川崎市立多摩病院
				● 帝京大学医学部附属溝口病院
				● 日本医科大学武蔵小杉病院
				● 川崎協同病院
				● 川崎市立川崎病院
三浦半島	横須賀・三浦		●	横須賀市立総合医療センター
			●	横須賀共済病院

※ 中核 (★) …小児中核病院 地域 (●) …小児地域医療センター

# 【参考】 「小児地域医療センター」 「小児中核病院」

## 【相模原・県央、湘南、県西地域】

現行の小児医療圏	小児医療圏見直し案	中核	地域	医療機関名
相模原	相模原・県央	★	●	<b>北里大学病院</b>
				相模原協同病院
				相模原病院
県央	相模原・県央		●	大和市立病院
				海老名総合病院
厚木				厚木市立病院
東湘	湘南東部		●	藤沢市民病院
				茅ヶ崎市立病院
秦野・伊勢原	湘南西部	★	●	<b>東海大学医学部附属病院</b>
				伊勢原協同病院
平塚・中郡	湘南西部		●	平塚市民病院
西湘				県西

※ 中核 (★) …小児中核病院 地域 (●) …小児地域医療センター

### 3 見直しに伴う課題・影響について①

- 小児医療圏の見直しに伴う課題について
  - 補助金（小児救急病院群輪番制運営費）への影響
  - 医師偏在指標への影響（国事業「特別地域連携プログラム」への影響）
  - 更なる重点化・集約化に向けた国の動き
- 小児医療圏を変更する場合の手続きについて
  - 保健医療計画への位置づけ

### 3 見直しに伴う課題・影響について②

#### 【課題①補助金(小児救急病院群輪番制運営費)への影響】

- ・ 休日・夜間における小児二次救急医療について、県内14ブロック体制で市町村と医師会等が協力して実施する病院群輪番制の運営事業に対して補助を行うもの。
- ・ これまでの小児医療圏は、この輪番制の地区(ブロック)と連動している。
- ・ 小児医療圏の見直しによって、各市町村に配分される補助額に影響が生じる。

#### 小児医療圏の見直しについて、各市町村に意見照会と説明会を実施

##### 【各市町村意見(抜粋)】

- ・ 要綱上の地域設定(14地域)で問題が生じていない
- ・ 補助金が減額されるのであれば市町村の財政的負担増の可能性はある
- ・ 補助金額が減額されるのであれば反対。県の対応によって判断したい
- ・ 現地域設定の市町村で協定を結んでいるため変更する場合は調整に時間を要する
- ・ 広域化することで救急患者を受けきれなくなる可能性がある



- 市町村からの意見を踏まえて、保健医療計画で定める小児医療圏と輪番の地区(ブロック)は切り離し、輪番は従前どおりの地区で実施し、補助額も変更しないことで整理する。※補助要綱改正を予定。

### 3 見直しに伴う課題・影響について③

#### 【課題②医師偏在指標（「特別地域連携プログラム」）への影響】

##### 【特別地域連携プログラム】

- ・ シーリングの対象となる都道府県診療科の基幹施設（連携元）から、医師不足がより顕著な地域にある施設（連携先）へ専攻医が移動して研修を行うプログラム
- ・ 連携先となる施設は、**足下充足率が0.8以下（小児科は0.9以下）**の都道府県の医師少数区域にある施設
- ・ 本県では、R9～R11まで医師少数区域である**横浜西部及び厚木**が対象となる。
- ・ 小児医療圏の見直しに伴い、医師少数区域でなくなれば、連携先の対象とならなくなる。

現行の医療圏（14医療圏）

圏域名	市町村	医師偏在指標 (再計算値)
横浜北部	鶴見・神奈川・港北・都築・青葉・緑区	98.7
横浜西部	西・保土ヶ谷・旭・戸塚・瀬谷区	<b>90.9</b>
横浜南部	中・南・泉・港南・磯子・金沢・栄区	136.4
川崎北部	高津・宮前・多摩・麻生・中原区(一部)	108.9
川崎南部	川崎・幸・中原区	113.0
相模原	相模原市	105.7
三浦半島	横須賀・逗子・三浦市・葉山町	105.9
平塚 ・中郡	平塚市・大磯・二宮町	105.8
東湘	藤沢・茅ヶ崎市・寒川町	95.9
鎌倉	鎌倉市	138.2
西湘	小田原・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	107.2
秦野 ・伊勢原	秦野・伊勢原市	110.3
厚木	厚木市・愛川町・清川村	<b>82.3</b>
県央	大和・海老名・座間・綾瀬市	92.3

※全国209位



※全国244位

見直し後の医療圏（8医療圏）

圏域名	市町村	医師偏在指標
横浜北部	鶴見・神奈川・港北・都築・青葉・緑・西・瀬谷・旭・保土ヶ谷区	※変更後の医師偏在指標については、国から示されるため現時点では不明
横浜南部	中・南・泉・港南・磯子・金沢・栄・戸塚区	
川崎	高津・宮前・多摩・麻生・川崎・幸・中原区	
相模原・県央	相模原・大和・海老名・座間・綾瀬・厚木市・愛川町・清川村	
三浦半島	鎌倉・横須賀・逗子・三浦市・葉山町	
県西	小田原・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	
湘南東湘	藤沢・茅ヶ崎市・寒川町	
湘南西部	秦野・伊勢原・平塚市・大磯・二宮町	

##### 【医師少数区域】

全都道府県の小児二次医療圏のうち「医師偏在指標」が下位1/3の施設



### 3 見直しに伴う課題・影響について⑤

- 小児医療圏は、保健医療計画に位置づけており、現在の第8次保健医療計画の期間はR6～R11である。
- **R8**には**中間見直し**があるが、小児医療圏の見直しが、影響する範囲や課題などを十分に整理する必要がある。
- 例として、小児医療圏に基づく小児科医の医師偏在指標の位置づけがあり、計画期間途中での変更は、計画内での不整合が生じる可能性がある。



- ついては、今後、8医療圏への移行を前提に準備を進め、  
施行時期は第9次保健医療計画の開始時期（R12～）と合わせることをしたい。

## 4 本日ご意見をいただきたい事項

- ✓ 保健医療計画で定める小児医療圏について、これまでお示ししてきた8 医療圏に見直す方向でよいか。
  - ✓ ご了承の上は、見直しの時期について、「第9次保健医療計画」で位置付けることでよいか。
- ※ 見直しまでに状況の変化があった場合は、改めて検討する。
- ⇒以上のことについて、委員の皆様からご意見をいただきたい。

**説明は以上です。**

# 【参考】：小児の医療体制に求められる医療機能 ①（国の指針より）

## 小児（二次）医療圏において中心的に小児医療を実施する機能【小児地域医療センター】 （日本小児科学会の「地域小児科センター」に相当するもの）

### ① 小児専門医療を担う機能【小児専門医療】

#### ア 目標

- ・ 一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療を実施すること

#### イ 医療機関に求められる事項

- ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を実施すること
- ・ 一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者や常時監視・治療の必要な患者等に対する入院診療を実施すること
- ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と、小児医療の連携体制を形成することにより、地域で求められる小児医療を全体として実施すること
- ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
- ・ 療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援していること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

#### ウ 医療機関の例

- ・ 地域小児科センター
- ・ 連携強化病院

### ② 入院を要する救急医療を担う機能【入院小児救急】

#### ア 目標

- ・ 入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること

#### イ 医療機関に求められる事項

- ・ 小児科医師や看護師などの人員体制を含めて、入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施可能であること
- ・ 小児科を標榜する診療所や一般病院等の地域における医療機関と連携し、地域で求められる入院を要する小児救急医療を担うこと
- ・ より高度専門的な対応について、高次機能病院と連携していること
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携、医療的ケア児や慢性疾患児の急変等に対応すること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

#### ウ 医療機関の例

- ・ 地域小児科センター
- ・ 連携強化病院
- ・ 小児救急医療拠点病院
- ・ 輪番制・共同利用に参加している病院

# 【参考】：小児の医療体制に求められる医療機能 ②（国の指針より）

## 三次医療圏において中核的な小児医療を実施する機能【小児中核病院】 （日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当するもの）

### ① 高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】

#### ア 目標

- ・ 小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対する高度な小児専門入院医療を実施すること
- ・ 当該地域における医療従事者への教育や研究を実施すること

#### イ 医療機関に求められる事項

- ・ 広域の小児中核病院や小児地域医療センター等との連携により、高度専門的な診断・検査・治療を実施し、医療人材の育成・交流などを含めて地域医療に貢献すること
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

#### ウ 医療機関の例

- ・ 中核病院小児科
- ・ 大学病院（本院）
- ・ 小児専門病院

### ② 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

#### ア 目標

- ・ 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること

#### イ 医療機関に求められる事項

- ・ 小児地域医療センターからの紹介患者や重症外傷を含めた救命搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救命医療を24時間365日体制で実施すること
- ・ 小児の集中治療を専門的に実施できる診療体制（小児専門施設であればPICUを運営することが望ましい。）を構築することが望ましい。
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携し、医療的ケア児や慢性疾患児の急変等に対し救命医療を実施すること
- ・ 家族等に対する精神的サポート等の支援を実施すること

#### ウ 医療機関の例

- ・ 救命救急センター
- ・ 小児救命救急センター
- ・ 小児救命医療拠点病院のうち救命救急医療を提供するもの

※「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年6月29日付け医政地発0629第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」より抜粋

# 【参考】二次保健医療圏



二次保健医療圏名	構成市(区)町村
横浜	横浜市
川崎北部	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
川崎南部	川崎区、幸区、中原区
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山村
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
計(9区域)	(19市13町1村)